

## 新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県が実施する「新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務」の委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

### 1 業務内容

- (1) 業務名 新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 契約上限額 17,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 2 実施スケジュール

- (1) 実施要領の公開 令和8年4月13日（月）
- (2) 質問書の提出期限 令和8年4月17日（金）午後5時
- (3) 上記質問に対する回答の掲示 令和8年4月24日（金）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和8年5月8日（金）午後5時
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和8年5月15日（金）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時
- (7) プレゼンテーション審査 令和8年6月4日（木）午後
- (8) 審査結果の通知 令和8年6月8日（月）
- (9) 契約締結 令和8年6月中

### 3 参加資格

本企画提案競技への参加者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

#### (1) 参加資格の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされているもの（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 企画提案競技参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定する日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29条）第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- オ 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。
- カ 国や他の地方公共団体等において、人流データの活用・分析業務を行った実績に加え、その分析結果を活用するための研修（ワークショップ等）を開催した実績を有すること。

#### (2) 共同企業体による参加

複数で共同企業体（以下「JV」という。）を組織し、本企画提案競技に参加できるものとする。

ただし、JVの全ての構成員は3（1）ア～オの要件を満たす者とする。

また、少なくとも1者は3（1）カの要件を満たす者とする。

なお、JVの構成員である者は、単独の参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

#### 4 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする者は、次により申請し、参加資格の確認を受けるものとする。

##### (1) 提出書類

①企画提案競技参加資格確認申請書（様式1） 1部

②参加者の会社概要及び上記3（1）に示す業務受託実績（様式2） 1部

③共同企業体結成届・共同企業体協定書（JV参加の場合のみ）（様式5） 1部

##### (2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時（必着）

##### (3) 提出先

秋田県観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 新体育館整備チーム

##### (4) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出すること。

なお、事前に提出予定日時を担当事務局まで電話にて連絡すること。

##### (5) 確認結果

令和8年5月15日（金）に、電子メールにより通知する。

##### (6) 参加資格の喪失及び辞退

①参加資格確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失する。

②提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。

③参加資格確認後に参加を辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式3）を提出する。

##### (7) 参加が認められなかった場合の説明

①参加資格確認の結果、参加が認められなかった者は、秋田県に対して書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

ア) 提出期限：令和8年5月19日（火）午後5時（必着）

イ) 提出先：秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課新体育館整備チーム

ウ) 提出方法：電子メールによる。

②県は、書面を受理した日から7日以内に、説明を求めた者に対して書面によりその理由を説明する。

#### 5 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

①企画提案競技参加申込書（様式4） 1部

②企画提案書（任意様式） 正本1部、副本4部

ア) 別添仕様書及び企画提案競技評価表（以下、「評価表」という）の内容に基づき、作成する。

イ) 企画提案書は、原則としてA4判、横書き、枚数は15ページ以内（表・裏表紙除く）とする。なお、横向き・縦向きは参加者の任意とする。

ウ) 委託業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）とその積算内訳が分かる見積書を提示すること（見積書は上記イの枚数に含めない）。なお、見積額が契約上限額を上回る場合は、審査の対象としない。

③「賃金水準の向上」に関する取組を評価する資料（該当者のみ） 1部

直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類（任意様式）」

④「女性の活躍推進」に関する取組を評価する資料（該当者のみ） 1部

ア)（従業員数100人以下の企業に限る）労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出の写し

イ) 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し

ウ) 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し

エ) 秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し（写真可）

(2) 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課新体育館整備チーム

(4) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に、郵送の場合は、書留で提出すること。

(5) 企画提案書の作成及び提出

①仕様書に記載した業務内容のほか、調査その他必要な業務を追加提案することは可能とする。その場合は当該提案を追加する理由を記載すること。

②提出できる企画提案書等は、1参加者につき1案とする。

③提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

④県が企画提案書等を受理した後は、これを書換え又は撤回することはできない。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

## 6 実施要領及び仕様書に関する質疑応答

### (1) 提出書類

実施要領等に関する質問書（様式6）

### (2) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時（必着）

### (3) 提出先

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課新体育館整備チーム

### (4) 提出方法

電子メールによる。

### (5) 回答方法

質問者に対し電子メールで回答するほか、令和8年4月24日（金）に質問及び回答の内容を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「観光文化スポーツ部スポーツ振興課」に掲載する（質問者名は掲載しない）。

## 7 企画提案競技の審査と委託候補者の選定

### (1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、別添「企画提案競技審査要領」に基づき、審査会が行う。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額（見積額）が委託額の上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

### (2) 評価基準

別添評価表のとおり

### (3) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。

①日程 令和8年6月4日（木）午後

②実施方法 ウェブ会議システムによる。

③実施時間 1事業者30分以内

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

詳細については、参加資格が認められた参加者へ電子メールにより通知する。

なお、参加者が1事業者の場合であっても本企画提案競技は実施することとする。

### (4) 審査方法

①企画提案競技審査委員会の審査委員が提案内容について審査し、別添評価表に基づき採点を行う。各審査委員の合計点数が最も高い者を委託候補者として選定する。

②合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、評価表のうち「全体評価」の区分の点数が高い参加者を委託候補者とする。それでも差がつかない場合は、評価表のうち「見積額」の評価係数が高い参加者を選定する。

③上記にかかわらず、合計点数が全体の60%に満たない場合には委託候補者として選定しない。

### (5) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

- ①企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ②関係者に対する工作等の不当な活動を行ったと認められる場合
- ③本要領に定めた提出方法等の条件を充足しない場合

(6) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和8年6月8日（月）に参加者に対し書面により通知するほか、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」及び「観光文化スポーツ部スポーツ振興課」に掲載する。

(7) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができる。

## 8 契約の方法

- (1) 7により選定された委託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結する。
- (2) 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行ったうえで、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (3) 受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項に基づき、契約額の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第178条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除する。
- (4) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消し、審査委員会において次点となった参加者と契約内容について協議等を行ったうえで、契約を締結するものとする。

## 9 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、本企画提案競技に参加するに当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

## 10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 提出された書類は返却しない。

- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 書類の作成・提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 本企画提案競技に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとする。

## 11 問合せ及び各種書類の提出先

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課新体育館整備チーム

住所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話：018-860-1246

電子メール：sports@pref.akita.lg.jp